令和６年度地域循環共生圏づくり支援体制構築事業に係る業務連携協定書

この連携協定書は、独立行政法人　環境再生保全機構　契約担当職　理事　坂田　貴彦（以下、「甲」という。）と中間支援主体名　〔役職名〕　〔代表者名〕（以下、「乙」という。）及び活動団体名　〔役職名〕　〔代表者名〕（以下、「丙」という。）が、環境省発注の「令和６年度地域循環共生圏づくり支援体制構築事業に係る業務」の趣旨に沿った取組（以下、「本取組」という。）を共同して実施することを目的として、以下のとおり本協定を締結する。

（連携の目的）

第１条　本協定は、環境省が甲に提示した「令和６年度地域循環共生圏づくり支援体制構築事業に係る業務仕様書」に基づき、甲、乙及び丙が連携し、当該業務の趣旨に沿った取組の実施を推進することにより、乙の中間支援機能の獲得及び丙にとって効果的な地域循環共生圏づくりに資することを目的とする。

（連携する業務）

第２条　甲、乙及び丙は、地域循環共生圏の創造に向け、以下の業務を行う。

1. 甲は乙及び丙に対して、「令和６年度地域循環共生圏づくり支援体制構築事業経理処理マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）に基づき、乙及び丙が第１条の目的を果たすために、乙or丙(受領する方)が甲に提出する予算書に基づいた活動に必要な費用の支出を行う。
2. 乙及び丙は、乙or丙（受領する方）が環境省及び甲に提出する予算書に基づいた活動を実施する。なお、予算書の作成にあたっては環境省地方環境事務所及び地方環境パートナーシップオフィス（以下、「EPO」という。）等（以下、「地方支援事務局」という。）と行ったヒアリングの内容等を踏まえて記載する。予算書の記載内容は事業の実施状況に応じて変更は可能であるが、事業の根幹に関わるような大幅な見直しが必要な場合は、地方支援事務局及び甲へ連絡のうえ、判断を仰ぐこととする。
3. 丙は、本事業の取組の一つとして、ステークホルダーや地域の人と意見交換を図るためのステークホルダーミーティングを年１回以上開催する。
4. 乙は、地球環境パートナーシッププラザ（以下、「GEOC」という。）が開催する第1回中間支援ギャザリング（令和６年５月予定）、第２回中間支援ギャザリング（令和７年２月予定）及び地方支援事務局が開催する活動団体のキックオフミーティング（令和６年６月予定）及び中間共有会（令和６年９月～11月頃予定）に出席する。丙は、活動団体のキックオフミーティング及び中間共有会に出席する。
5. 乙及び丙は②、③及び④で実施した活動の内容を踏まえ、地方支援事務局と相談の上、別紙に定める最終成果品を作成し、令和７年２月中旬までにGEOCに提出する。

（費用の精算）

第３条　甲は、乙 or 丙（受領する方）に対して、乙or 丙（受領する方）が甲に提出する予算書に基づいた活動に必要な費用を、2,000千円 or 4,000千円を上限として支出する。

２　乙 or 丙（受領しない方）は、甲が、乙 or 丙（受領する方）に対し、乙 or 丙（受領しない方）の費用を合わせて支給することを承認する。但し、甲が乙 or 丙（受領する方）に支給する活動費用に係る乙及び丙間での分配は、全て乙及び丙の責任において行い、甲は、その責を負わないものとする。

　　３　乙or丙（受領する方）は、甲に提出する予算書に基づき、マニュアルに従い、甲に対し費用の支払いを請求するものとし、甲は、その請求書を受理した日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に費用を支払わなければならない。

４　乙or丙（受領する方）は甲に対して、マニュアルに従い、本取組の精算事務に必要な精算報告書を作成し、令和７年３月１４日を期日として提出する。

（協定成立の時期及び協定期間）

第４条　本協定は、令和６年○月○日に成立し、本取組の履行期限である令和７年３月３１日をもって協定期間が満了するものとする。

なお、本協定は協定締結日にかかわらず、令和６年４月１日より効力を生じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第５条　乙及び丙は、本協定によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（守秘義務）

第６条　甲と乙及び丙は、本協定の存在及び内容、その他本協定に関連して取得した相手方に関する情報については、当事者間のみの合意事項とし、これを環境省(地方環境事務所等を含む。)、EPO等及びGEOC以外の第三者に漏えいしてはならない。

（反社会勢力の排除）

第７条　甲、乙及び丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（協定の解消）

第８条　甲、乙又は丙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく本協定を解消することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。また、乙または丙が次の各号のいずれかに該当する場合、甲は乙or丙（受領する方）に対して、「令和６年度地域循環共生圏づくり支援体制構築事業に係る業務」実施のために既に使用されている経費を支払う義務を負わない。

①　反社会的勢力に該当すると認められるとき。

②　相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。

③　相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき。

④　相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

⑤　相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥　自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

２．　甲は、業務が完了しない間は、第１項に規定する場合のほか必要があるときは、本協定を解消することができる。なお、その解消が、乙又は丙による申請内容の虚偽申告や過大請求、事業費の受給等の不正行為等、乙又は丙の責めに帰すべき事由に基づく場合、甲は、前項と同様、乙 or 丙（受領する方）に対して、「令和６年度地域循環共生圏づくり支援体制構築事業に係る業務」実施のために既に使用されている経費を支払う義務を負わない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第９条　本協定について、甲、乙及び丙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲、乙及び丙が協議して解決するものとする。

この連携協定成立の証として本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和６年〇月〇日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 | 住所 | 神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０番 |
|  | 氏名 | 独立行政法人　環境再生保全機構 |
|  |  | 契約担当職　理事　坂田　貴彦 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乙 | 住所 |  |
|  | 氏名 | 〔中間支援主体名〕 |
|  |  | 〔役職〕　〔代表者名〕 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 丙 | 住所 |  |
|  | 氏名 | 〔活動団体名〕 |
|  |  | 〔役職〕　〔代表者名〕 |

（別紙）

最終成果品は、以下に示すとおりとする。

○乙

・中間支援振り返りシート（どういう見立てで、どのような支援（打ち手）を行い、その効果があったかどうか。活動団体への支援を通じて自らの中間支援機能がどのように強化されたか。）

　〇丙

・地域の構想を書き示したコンセプトペーパー（通称「マンダラ」）

・ステークホルダーマップ

・地域の構想の核となる事業の概要（３つ以内）（事業のタネシート）